

## 吹田市建設工事総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、吹田市が発注する建設工事の競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件がもっとも有利なものをもって落札者を決定する競争入札(以下「総合評価落札方式」という。)を実施すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

**第2条** 総合評価落札方式により実施する工事は、原則として1,000万円以上の建設工事であって入札価格と入札者の施工能力等を総合的に評価することが妥当と認められる工事とする。

2 前項の規定により総合評価落札方式を適用する対象工事は、吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会(以下「改善検討委員会」)の審議を経て選定するものとする。

(建設工事総合評価審査委員会の設置)

**第3条** 総合評価落札方式による入札を実施するにあたり、対象工事の検討、落札者決定審査の適正かつ公正な遂行、実施した工事の制度検証を行うため、吹田市建設工事総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、総務部契約検査室長をもって充て、会務を総理する。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 審査委員会は委員の半数以上が出席しなければ、会議の開催はできない。
- 7 審査委員会における議事の可否については出席委員の過半数で決する。
- 8 審査委員会の庶務は、総務部契約検査室において処理する。

(学識経験者の意見聴取)

**第4条** 次に掲げる場合には、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとする場合。
- (2) 前号の意見の聴取において、併せて、本市で定める落札者決定基準に基づ

いて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合に、当該落札者を決定しようとするとき。

(落札者決定基準)

**第5条** 落札者決定基準には、評価内容、評価基準及び落札候補者・落札者の決定方法を定めるものとする。

2 前項の落札者決定基準において定める落札候補者及び落札者の決定方法は、それぞれ第11条及び第12条の方法とする。

3 落札者決定基準は、審査委員会において検討し、前条の規定による意見聴取の結果を踏まえ、改善検討委員会において決定するものとする。

(評価基準)

**第6条** 評価基準は次の各号によるものとする。

(1) 評価項目 対象となる建設工事の目的、内容等により必要となる要件に応じて定める。

(2) 評価点 各評価項目に対する評価点の配分は、その必要度、重要度に応じて定める。

(入札の公告)

**第7条** 総合評価落札方式による入札を実施しようとするときは、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)第94条第2項の規定により公告しなければならない事項のほか、次の項目について公告するものとする。

(1) 総合評価落札方式による入札である旨

(2) 提出を求める技術資料の内容及び提出期限

(3) 落札者決定基準

(4) 評価結果等の公表に関する事項

(5) 低入札価格調査の適用に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、総合評価落札方式による入札の実施に必要な事項

(評価資料等の提出)

**第8条** 入札参加者は、評価資料等を吹田市が指定する日時までに提出するも

のとする。

(技術評価点の算定)

**第9条** 前条の規定により提出された評価資料等について、落札者決定基準に基づき審査を行い、技術評価点を決定するものとする。

2 必要と認めるときは入札参加者に対しヒアリングを行うことができるものとする。

(評価方法)

**第10条** 入札価格より算定した価格評価点と前条の規定により決定した技術評価点を基に次の算定方式により評価値を算定するものとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

(落札候補者の決定方法)

**第11条** 落札候補者の決定方法は、次の要件に該当する入札参加者のうち、評価値が最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) その他当該総合評価落札方式による入札に係る公告等において定めた入札参加資格要件等を全て満たしていること。

2 評価値の最も高い者が同一で2者以上あるときは、くじにより決定するものとする。

(落札者の決定方法)

**第12条** 落札者は、審査委員会に意見の有無を確認の上、決定するものとする。

ただし、当該落札候補者の入札価格が吹田市建設工事低入札価格調査実施要領に規定する低入札価格であった場合においては、同要領の規定による低入札価格調査の結果に基づき、審査委員会において審査した上で落札者の決定を行うものとする。

2 前項の規定による審査の結果、当該落札候補者を落札者と決定しないときは、当該落札候補者に次いで評価値が高い者について同項の規定を適用して落札者の決定を行うものとする。

3 落札決定に際し第4条の規定が適用される場合には、学識経験者の意見の聴取結果を踏まえ審査委員会において決定する。

(落札者決定の通知)

**第13条** 落札者を決定したときは、直ちに当該落札者に対して落札決定した旨を通

知し、他の入札参加者に対しては、本市ホームページに当該落札者を掲載することで、その通知に代えるものとする。

(評価結果の公表)

**第14条** 落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者の商号又は名称
- (2) 入札参加者の入札価格及び評価値

(説明請求)

**第15条** 入札参加者で落札者とならなかった者は、公表を行った日の翌日から起算して3日以内に、落札者として決定されなかった理由の説明を書面により求めることができるものとする。

2 前項の説明を求められた場合は、審査委員会において審議し、その結果を請求のあった日から14日以内に遅滞なく書面により回答するものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

**第16条** 契約後、落札者が提出した資料等に関し、虚偽記載の行為が判明した場合は、契約の解除及び指名停止等の措置を講じることができるものとする。

(制度検証及び報告)

**第17条** 審査委員会は総合評価落札方式による工事の制度検証を行い、その結果を改善検討委員会に定期的に報告するものとする。

(その他)

**第18条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

吹田市建設工事総合評価審査委員会

補職	所属及び役職名
委員長	総務部 契約検査室長
委員	環境部、都市計画部、土木部、下水道部、学校教育部、水道部の各部より、課長級以上の者各1名とする。